

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
環境衛生推進事業費	環境政策課	・環境衛生思想の普及を図り、快適な環境づくりを目指す。 ・ボランティア、自治会清掃の活動を支援する。 ・路上喫煙禁止区域で巡回、指導、過料徴収を行う。 ・浸水被害があった場合、消毒作業を行う。 ・飼犬、飼猫の不妊去勢手術費の補助を行う。	生活環境を保全し、快適な環境づくりを行うことで、公衆衛生の向上及び公共福祉の増進を図る。	飼犬、飼猫の不妊去勢手術費の補助件数	199	99.5	1,988	2,373	B	路上喫煙禁止区域内監視については、一定の効果が得られたと判断したことから、囑託職員による巡視業務を終了しているが、引き続き看過することのないよう努める。	
				件	200		5,605	4,039			
ごみのないきれいなまちづくり推進事業費	環境政策課	・自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体への感謝状の贈呈やイベント清掃等の啓発活動を通じ、市民、事業所、行政が一体となってきれいなまちづくりを推進する。 ・子ども議会から提案されたポイ捨て防止のための啓発を推進する。(絵画募集)	きれいなまちづくりの推進	市民のボランティア清掃活動参加人数	1,640	63.1	253	321	B	イベント清掃やポスター募集などの取組を通じて、きれいなまちづくりの意識が醸成されつつある。今後も啓発活動を充実していく必要がある。	
				人数	2,600		2,938	3,158			
公衆浴場経営安定事業費	環境政策課	公衆浴場事業者に対して、その経営経費及び施設合理化経費の一部を補助する。	公衆浴場の経営の安定及び公衆衛生の向上を図る。	補助金額	56	107.7	560	560	A	当面は現状の補助を継続するが、現状把握に努め適宜の見直しを検討する。	
				万円	52		881	1,469			
狂犬病予防事業費	環境政策課	飼犬及び狂犬病予防注射の状況を登録原簿に搭載する。野犬の捕獲器の貸し出し、収容犬の保健所までの搬送を行う。狂犬病予防接種の集合注射を獣医師会と共に行う。野犬の住みにくい環境づくりの充実を図る。	狂犬病の発生を予防し、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉を増進するとともに、野犬を減らすことで市民生活の安全安心を確保する。	狂犬病予防注射頭数	5,840	94.2	5,799	5,652	B	より実効性のある野犬対策を構築する必要がある。	より実効性のある野犬対策の構築
				頭	6,200		11,604	9,547			
斎場施設管理事業費	環境政策課	斎場の運営、管理	斎場の運営、管理により、火葬及び祭祀の場を提供する。	実施率	100	100.0	42,255	48,791	A	御屋敷山斎場移転計画を勘案し、施設の延命化に取組む必要がある。	
				%	100		1,542	881			
一部事務組合負担金(斎場分)	環境政策課	下松市、光市、周南市で構成する一部事務組合が運営する御屋敷山斎場の負担金を支払う。	御屋敷山斎場の維持管理運営経費を負担し、公衆衛生の確保と国民の宗教的感情の尊重を図る。	利用実施率	1,245	102.1	107,067	137,272	A	新斎場の建設は、構成市との調整について遺漏のないよう進める必要がある。	新斎場の建設を構成市と協議して進める
				件	1,220		2,424	1,102			
墓地等管理運営事業費	環境政策課	・市営墓地使用申込者の許可、承継の許可を行う。 ・市営墓地の維持管理、清掃、草刈を行う。 ・地元管理の共同墓地に対する整備補助を行う。 ・改葬許可申請に対する許可を行う。 ・墓地経営許可申請、変更申請に対する許可を行う。	公衆衛生、公共の福祉から支障のないように健全な市営墓地経営を行う。	年間墓地貸出件数	43	107.5	16,214	15,146	A	適正に管理されていない墓地区画の状況を計画的に調査し、対策を検討する必要がある。	適正に管理されていない墓地区画の状況を計画的に調査し、対策を検討。
				件	40		5,141	4,774			
水道事業費	環境政策課	地方公営企業法第17条の2及び繰出し基準に基づき、周南市上下水道局の上水道会計へ繰出す。	地方公営企業法第17条の2及び繰出し基準に基づき、周南市上下水道局の上水道会計へ繰出すことで、清浄、低廉な水の供給を図り、市民の健康、快適な生活の確保に寄与する。	指標なし	-	-	398,059	472,112	A	上下水道局のみならず財政部局とも調整し、適正執行に努める。	
					-		881	1,102			
給水施設等管理事業費	環境政策課	八代給水施設の維持管理、鶴いこいの里給水施設の維持管理を行う。	八代、鶴いこいの里給水施設から清浄にして安定した水を供給する。	年間給水量	7,136	71.4	3,366	5,928	A	現状の施設を維持管理し、安定した水の供給を図る。	
				m ³	10,000		2,203	1,836			
飲料水供給施設管理事業費	環境政策課	小野・花河原飲料水供給施設、中野・四熊飲料水供給施設の維持管理を行う。	県企業局、道路公団の公共事業により井戸枯れた地区において、補償施設として設置された飲料水供給施設の維持管理を行い、安定した水を供給する。	給水戸数	102	98.1	15,083	18,093	B	高齢化等による給水人口の減少などの現状を適宜把握し、上下水道局とも調整しながら、効率的な水の供給を図る。	高齢化等による給水人口の減少などの現状を適宜把握し、上下水道局とも調整しながら、効率的な水の供給を図る。
				戸	104		2,203	6,610			
給水施設等整備費助成事業費	環境政策課	井戸については、飲用水の供給が困難で、概ね10戸までが共同で設置して利用するもの。ただし、隣接する住居の位置的な状況等を勘案し、共同設置が著しく困難な場合は個人でも設置できる。新設、改良及び災害復旧に要する経費が30万円以上のもので、経費の2分の1以内とし、1戸あたり30万円を限度とする。浄水器については、10万円を限度とする。	水道及び簡易水道の給水区域外の区域で、生活用水の不足を生じている地域において、安定的な生活用水を確保するため、給水施設工事費の2分の1以内(30万円を限度)を補助する。	給水設置件数	6	120.0	1,600	1,400	A	安心安全な水の確保のために必要な事業であり、継続して実施していく必要がある。	
				件	5		1,616	1,102			
合併処理浄化槽整備推進事業費	環境政策課	①下水道事業計画区域外で集落排水処理施設区域外の浄化槽整備区域に設置する合併処理浄化槽への設置費補助(窒素または磷高度処理型:5人槽44.4万円、7人槽48.6万円、10人槽57.6万円等) ②公共下水道事業計画区域から削除されて3年の間、その地域に設置する合併処理浄化槽への設置費補助(窒素または磷高度処理型:5人槽88.0万円、7人槽97.0万円、10人槽115.0万円等) ③下水道事業計画に定められた予定処理区域外および予定処理区域内での未供用区域、農業・漁業集落排水の処理区域外での合併処理浄化槽を適正管理している者への維持管理費補助(1基当たり1万円)	①浄化槽整備地域の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図り、水環境を保全する。 ②公共下水道事業計画区域から削除された場合の浄化槽設置に関する優遇措置とし、計画区域を適正化する。 ③法定検査受検率を向上させ、適正な管理を推進し、水環境を保全する。	合併浄化槽設置率	315	45.0	19,327	23,617	B	上乘せ補助のある地域については、制度についての周知を図ること。また、適正管理補助の制度を周知する等、継続して法定検査受検率の向上を目指すこと。	活動指標を、合併浄化槽設置率から、浄化槽設置補助累積基数へ変更する方が適切である。
				基	700		3,819	4,039			
浄化槽関連事務事業費	環境政策課	浄化槽設置に関する届出受理、催告、変更命令、使用開始報告の受理、水質検査・定期検査の受理、保守点検、清掃における助言・指導・催告・改善命令、休止、再開、廃止届の受理、未届浄化槽の調査、浄化槽に関する相談対応等	山口県の事務処理の特例に関する条例により、平成27年度から浄化槽事務の権限移譲を受け、当該事務を実施している。浄化槽法に基づいて管理することにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	合併浄化槽・単独浄化槽の法定点検受検率	78	78.1	1,821	2,145	B	活動指標と目標値の見直しを図るとともに、山口県より権限移譲を受けた際の台帳情報などを整理し、事務効率の改善につなげること。	台帳を整理し、事務改善を行う。活動指標を、合併浄化槽・単独浄化槽の法定点検受検率から届出等受理件数とする。成果指標を挙げることができれば、法定検査にて「適正」及び「概ね適正」と判定された浄化槽基数の使用巾浄化槽に対する割合(%)が適切と思われる。
				%	100		1,322	1,322			

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率	H30事業費	R1事業費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値	(%)	H30人件費	R1人件費			
下水道事業費	環境政策課	地方公営企業法第17条の2	生活排水等を下水道に接続することで、市民の健康、快適な生活の確保に寄与する。	指標なし	-	-	1,879,399	1,834,609	A	上下水道局のみならず財政部局とも調整し、適正執行に努める。	
					-		881	1,102			
環境基本計画推進事業費	環境政策課	①周南市環境基本計画(第2次)の策定及び進捗状況の把握(計画期間:平成27~令和6年度) ②周南市役所エコ・オフィス実践プラン(第3期)の策定及び進捗状況の把握(計画期間:平成27~令和元年度) ③省エネ法の定期報告書及び中長期計画書の提出	①総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与する。②市役所の事務に関する環境への負荷を低減し、排出される温室効果ガスを削減して地球温暖化の防止に寄与する。③市長部局のエネルギーの使用の合理化による所要の措置等により、経済の健全な発展に寄与する。	周南市役所の温室効果ガス排出量率	36,557	100.6	231	512	B	活動指標を適切化することで向上できる。周南市環境基本計画(第2次)及び周南市役所エコ・オフィス実践プラン(第3期)の進捗状況をもとにPDCAを実施し、目標達成を目指すとともに、次期計画の策定を進めること。	活動指標を委員会開催数とする。成果指標を挙げられれば、環境基本計画及びエコ・オフィス実践プランは、計画中の目標達成率の平均を活動指標とする。省エネ法定期報告書については、エネルギー使用量及び電気需要準化評価量の5年度間平均原単位を活動指標とする。
				t-CO2	36,340						
地球温暖化を防ぐまちづくり事業費	環境政策課	①削減温室効果ガス量を把握できる事業(市内一斉ノーマイカーデー等)、②削減量は把握できないが実行したことを把握できる事業(小学生を対象に環境保全活動を計画し、その実績を記入して報告してもらい表彰等を行う事業で、夏休み版「キッズ・エコチャレンジ」、冬休み版「エコ日記」等)、③削減量も実行の有無も把握できないが普及啓発できる事業(市民向け「エコ川柳」、中学生向け「環境ポスター」の募集等)、④地球温暖化対策法第40条に基づく「周南市温暖化対策地域協議会」の運営支援を実施する。	地球温暖化防止や省エネルギーの実践行動及び意識の高揚を図り、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	キッズ・エコチャレンジ参加率	518	129.5	674	875	A	有効性の高い活動指標に変更することで向上の余地が考えられる。イベントや啓発等の各事業内容を見直しつつ、市民への周知を図り、事業効果を考慮して参加者の増加に努めること。	活動指標を、温室効果ガス削減量を把握できる施策は削減量、削減活動を実施した人数を把握できる施策は実施人数、前記把握できない施策は普及啓発人数として変更する。
				人	400						
公害対策一般事務費	環境政策課	①環境保全協定の締結及び見直しを行う。②協定締結事業所の環境影響の大きいプラント新増設に対し、環境審議会において環境保全対策を審査する。③環境保全協定に基づく細目協定における自主監視測定値の報告により、遵守状況を把握する。④環境苦情・相談に対する対応・処理を行う。	公害の発生原因への措置、指導、注意等や、公害の未然防止策を講ずることにより、生活環境の保全を図る。	協定値遵守状況	136	81.0	289	2,062	B	周南コンビナート地区における事業所の良好な協定遵守状況を維持するとともに、多種多様な相談内容に対し、職員への対応スキル・専門知識の向上を図ること。	職員のスキル・専門知識の向上を図る。
				件	168						
公害調査分析事業費	環境政策課	一般環境の調査を行うとともに、環境保全協定締結事業所への立入調査を実施する	環境状態の把握、公害発生時の原因追及、環境保全協定の遵守状況の確認により、生活環境の保全を図る。	大気・水質・自動車騒音・悪臭・ダイオキシンの5項目の実施	4	80.0	5,638	7,007	A	今後も環境基準達成状況を継続的に監視するとともに、県や国の動向及び法令等の改廃について注視していくこと。	職員のスキル・専門知識の向上を図る。
				項目	5						
放置自動車対策事業費	リサイクル推進課	「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に則り、所有者不明の放置自動車の廃物認定を行い、適正に処理を実施する。	放置自動車による障害を撤去することにより、公共の場所の美観と機能を保持し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	放置自動車処理台数	0	0.0	0	56	B	放置自動車が発生した場合、放置自動車を適正に処理するためには、自動車の廃物認定手続きが必要であることから、事業を継続していく。	放置自動車が発生した場合、放置自動車を適正に処理するためには、自動車の廃物認定手続きが必要であることから、事業を継続していく。
				台	15						
清掃業務管理事業費	リサイクル推進課	清掃業務全般にわたる管理業務を行う。	清掃業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることができる。	一般廃棄物処理業等許可業者数	124	96.9	4,607	4,981	B	引き続き、家庭から出されたごみや資源物を適正・円滑に処理していくとともに、安全安定・効率的な収集運搬・処理を進めていくことが重要である。	適正な一般廃棄物及び資源物の処理システムを維持しつつ、処理経費の削減を目指す。
				業者	128						
ごみ収集運搬事業費	リサイクル推進課	ごみ(可燃物・不燃物)・資源物の収集・運搬を委託及び直営で行う。	生活環境の保全及び公衆衛生の確保	前年度比不法投棄削減件数	41	47.1	760,176	780,065	B	家庭から出されたごみの収集運搬業務は市民の生活に密着した業務であり、安定・確実に業務を遂行する必要である。	ごみの収集運搬業務は、市民の生活に最も身近な業務である。経済性、効率性も必要であるが、安定した確実な業務遂行が最も重要であり、今後も引き続き、計画性を持って安定した収集運搬業務を行っていく。
				件	87						
リサイクルプラザ施設管理事業費	リサイクル推進課	リサイクルプラザの円滑かつ適正で効率的な管理運営を行う。搬入された資源ごみを適正に処理し、より一層の再資源化を図る。	資源ごみ等を効率的に処理することで、再資源化が推進されるとともに、最終処分量が削減される。	リサイクル率	30.7	91.4	381,936	395,129	A	ごみの再資源化を図る中間処理施設として安心安全な運転、安定した稼働を行うため、引き続き、委託業者と連携を密にし、適正・効率的な管理運営を行っていく必要がある。	リサイクルプラザの運営にあたっては、適正で効率的な運営を行いながら、かつ、安全で安定した運営を行っていかねばならないことから、運転管理委託業者との連携を密にし、運転状況を的確に把握し、監視・指導していく必要がある。
				%	33.6						
不燃物処分場施設管理事業費	リサイクル推進課	市内3カ所の処分場(周南市不燃物処分場、周南市鹿野一般廃棄物最終処分場、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場の適切な管理運営を行い、適正で衛生的な最終処分を行う。	適正で衛生的な最終処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生が確保するとともに、埋立容量の削減を目指し、ごみの再資源化を図る必要がある。	最終処分量	3,201	98.6	109,641	46,263	A	新南陽N7地区最終処分場を大切に使用するとともに、引き続き埋立量の削減を目指し、ごみの減量化・再資源化を図る必要がある。	新南陽N7地区最終処分場整備は(一財)山口県環境保全事業団との共同事業により、供用開始したが、当面の間は海面埋立となるため、埋立できる廃棄物に制限がある。今後も、埋立ごみの減量化と処分方法の検討が必要である。
				t	3,246						
家庭ごみ搬入受付センター管理事業費	リサイクル推進課	平成24年度から、市内全域の家庭系ごみ自己搬入を実施しており、引き続き実施することで、市民の利便性の向上を図るとともに、古紙・衣類の再資源化により、リサイクル率の向上を図る。家庭系ごみ搬入監視員を設置することで、家庭系ごみの適正な搬入、効率の良い再資源化を実施する。	市内全域の家庭系ごみの自己搬入を家庭ごみ搬入受付センターで受付けることにより、市民の利便性の向上を図る。また、古紙・衣類を有価として売却することにより、リサイクル率の向上を図るとともに、財政負担の軽減を図る。	リサイクル率	31	91.4	29,890	21,995	B	家庭ごみの自己搬入件数が増加に伴い運営経費の負担も大きくなっていることから、実施方法やコスト等の面から見直しが必要である。	現体制で、受付件数の増加に対応は困難となっており、費用面(処理手数料等(搬入手数料の増や50kg以下無料の特例等))も含めて見直しを検討していく。
				%	34						
周辺地域生活環境配慮事業費	リサイクル推進課	市が設置している廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に要する事業を実施する。	廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全を図るとともに、廃棄物処理施設の円滑な運営を図ることができる。	補助対象自治会数	5	100.0	2,636	3,138	A	廃棄物処理施設周辺地域住民の生活環境の保全及び増進等に寄与する本事業を継続する必要がある。	廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に寄与するための重要な事業であり、事業の継続が必要である。
				自治会	5						

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
一部事務組合負担金(ごみ処理施設分)	リサイクル推進課	周南市・下松市・光市が加入する周南地区衛生施設組合に、周南市全域の可燃ごみを焼却処理させる。	可燃ごみを適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	指標なし	-	-	726,828	719,894	B	令和元年度から市内可燃ごみを恋路クリーンセンターに処理統合したこと、今後は周陽環境整備組合の解散に向けた構成市町との協議をしていく必要がある。また、可燃ごみの安定・適正な処理を継続実施するため、周南地区衛生施設組合との連携は不可欠である。	周南地区衛生施設組合と連携し、安定した適正処理や経費の維持を目指す。
					-	-	1,689	1,028			
処理困難物選別施設整備事業費	リサイクル推進課	ごみ燃料化施設を処理困難物選別処理施設として利活用することで、処理経費の削減を図る。	現在、市内3箇所で行われている処理困難物選別処理の集約化を進めるための施設改修・整備を実施する。	指標なし	-	-	168,469	0	A	旧ごみ燃料化施設を改修し処理困難物選別施設を整備したことにより処理の集約化・効率化を図ることができた。今後は、安全・安定した運営、適正処理を進めていくことが重要である。	平成30年度で整備工事は適正に完了した。
					-	-	1,469	0			
し尿処理事業費	リサイクル推進課	一般家庭から排出されるし尿を処理するため、一般廃棄物許可業者に委託し実施する。	し尿の収集及び処理を円滑かつ適正に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	し尿収集世帯(熊本地域を除く)	2,223	82.3	179,189	179,376	B	引き続き、し尿の収集及び処理を円滑・適正に実施するとともに、し尿処理手数料の見直しを含め、経費削減を図っていく必要がある。	収集運搬の実施方法や費用負担の考え方を整理しながら、見直しをすることでコスト削減を検討していく必要がある。
				世帯	2,700		7,491	8,225			
し尿処理場施設管理事業費	リサイクル推進課	周南市衛生センター及び徳山中央浄化センターし尿投入施設の維持管理運営を適正に行い、し尿・汲取り業者が搬入した徳山・新南陽・鹿野地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を前処理する。	適正に前処理することで、生活環境の保全を行なうとともに公衆衛生の向上を図る。	し尿及び浄化槽汚泥の処理量	18,660	161.1	127,641	125,258	A	本市のし尿・浄化槽汚泥の処理一元化に向け、上下水道局と連携し徳山中央浄化センターの再構築事業を着実に進める必要がある。	現有施設は徳山中央浄化センター再構築事業に伴い、臨時的に処理能力を増強した施設である。再構築事業の計画見直しに伴い、当センターの施設整備が4年間延長することとなったため、当センターで以前使用していたし尿投入施設を平成30年度より再稼働させ、当センターに機能を移転する。
				kL	11,585		2,497	4,039			
一部事務組合負担金(し尿処理施設分)	リサイクル推進課	周南市と岩国市が加入する玖西環境衛生組合に、熊本地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を処理させる。	熊本地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	指標なし	-	-	58,047	58,251	B	徳山中央浄化センター再構築事業の進捗状況を踏まえ、本市のし尿・浄化槽汚泥処理の一元化に向け、今後の一部事務組合の運営・方向性等を構成市である岩国市と協議する必要がある。	令和元年度以降の運営にあたり、構成市である岩国市の意向、本市における徳山中央浄化センター再構築事業の進捗状況を踏まえて、市としての今後の方向性等を決定していく。
					-	-	808	514			
ごみ対策推進事業費	リサイクル推進課	●ごみの正しい分別やごみの減量化、再資源化等、ごみ問題に関する啓発活動を行う。 ●ごみ収集場所の整備、家庭ごみのコンポスト化を推進するために、費用の一部を補助する。 ●災害廃棄物処理基本計画を策定する。 ●一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しを行う。	ごみ排出量の削減	1日1人あたりごみ排出削減量 《平成27年度計画値704.5g ／人／日との対比》	10.3	92.8	108,763	110,374	B	ごみの減量化、再資源化を推進していくためには、市民との協働が不可欠である。今後も、市広報、ケーブルテレビ、出前トーク等様々な機会を通じた更なる啓発や助成制度を活用した3R推進に取り組んでいくことが必要である。	3Rの推進や啓発活動の更なる取組みにより、ごみの減量化・再資源化を推進していく必要がある。
				g／人／日	11.1		20,710	22,252			
資源物団体回収推進事業費	リサイクル推進課	●資源物(紙・布、金属、びん、ペットボトル)の回収を行った登録団体に対し、その回収重量に応じた報奨金(4円/kg)を交付する。 ●現在の登録団体は、子供会、PTAなどの学校関連団体を中心に、これら団体の活動は活発で定着しつつあることから、さらに小中学校等と連携のもと充実を図ることで輪を広げていく。また、クリーンリーダー研修会や自治会総会等において周知を引き続き図ることにより、各地域における取組みを促進させる。	市民のごみ減量化・再資源化に対する意識の向上が図られるとともに、資源物の収集運搬経費が軽減できる。	資源物団体回収量	761	68.1	3,054	3,400	B	資源物団体回収の有用性を広く市民に周知し、回収を行う団体を増やすことにより、団体運営の支援とごみの減量化・再資源化を推進していくことが必要である。	現在の登録団体は、子供会、PTAなどの学校関連団体を中心に、これら団体の活動及び登録団体数は平成30年度から減少に転じたことから、さらに小中学校等と連携のもと充実を図ることで輪を広げていく。また、クリーンリーダー研修会や自治会総会等において周知を引き続き図ることにより、各地域における取組みを促進させる。
				t	1,117		1,616	2,717			
環境衛生団体活動事業費	リサイクル推進課	●周南市快適環境づくり推進協議会に対する活動を支援する。 ●地域におけるボランティア清掃に対して、ごみ袋を配布し、事業を推進する。	活動を支援することで、住みよい生活環境づくりを主体的に、また組織的に推進することに寄与できる。	指定ごみ袋交付枚数	61,712	84.5	5,079	6,479	A	ごみの発生・排出量削減、再資源化は、市民との協働が不可欠であり、今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいくことが重要である。	ごみ発生・排出量削減、再資源化は、市民との協働が不可欠であり、今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいく。
				枚	73,000		3,011	3,231			
環境館運営事業費	リサイクル推進課	●環境館を会場とした「周南市エコフェスタ」を開催し、ごみや環境問題に関する啓発を推進する。 ●施設見学を積極的に受け入れ、小学生から自治会等幅広い市民への啓発を図る。 ●体験や交流を通じた啓発促進を図るため、エコフェスタや3R講座及びリユース品無料コーナーの充実を進める。	3Rに対する啓発促進が図られ、ごみの排出削減や再資源化への意識が高まる。	環境館利用者数	3,253	81.8	4,010	6,060	B	循環型社会形成に向けた啓発と来館者数の増加を図るため、エコフェスタや3R講座及びリユース品展示等のソフト面充実に取り組む必要がある。	既存の施設見学や見学設備では、来館者数の増加どころか現状維持も困難であるため、引き続き施設見学のPRを行うとともに、リユース品啓発の強化や講座の充実などを推進し、積極的な情報発信を行うことにより、より多くの市民に3Rの拠点として有効活用されることを目指す。
				人	3,979		7,491	3,672			
災害応急対応費(リサイクル推進課)	リサイクル推進課	災害廃棄物対策指針(環境省)に基づく適正処理を行う。	被災地域の環境衛生の確保及び復旧・復興の推進	公費解体件数	3	42.9	26,260	38,151	B	引き続き、被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物処理を適正に実施していく必要がある。	公費解体及び災害廃棄物処理を実施する本事業は、令和元年度で終了する予定。
				件	7		0	1,836			
戸籍住民基本台帳費	市民課	①戸籍届出書及び住民異動届書の受理並びに届書に基づく台帳の整理 ②国保・国民年金に関する届書受付 ③印鑑登録申請の受付及び登録 ④戸籍全部事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の作成交付 ⑤税に関する証明書の作成交付 ⑥人口動態の記録 ⑦窓口の夜間延長開庁(毎週火・木曜日、午後7時まで) ⑧証明書コンビニ交付サービスの実施	戸籍や住民異動の届出、印鑑登録の申請に基づく台帳の整理 税証明などを市民課の窓口で交付することは、市民の利便性の向上につながる 窓口時間延長については、昼間働いている市民が利用しやすくなる	窓口利用者の満足度	98.8	105.1	19,927	22,287	B	今後も法の規定に基づき、適正な業務の執行を行う。 特定業務(証明書交付の受付及び引渡し)の民間委託については、費用対効果の面からだけでなく、適正な体制構築が可能であるかも含め、今後検討を行う。	マイナンバー制度における情報連携の推進と、コンビニ交付サービスの利用拡大に伴い、窓口での各種証明書の交付数は過減することが予想されるが、人員削減に結び付くほどの減少には至っていない。
				%	94		141,152	139,169			
戸籍総合システム管理事業費	市民課	戸籍・附票等の記載や証明発行など、戸籍総合システム及びコンビニ交付システムの適正な運用とデータの保護管理	戸籍等のデータの一括管理により、戸籍処理に係る実務時間の短縮と事務の合理化を図る	指標なし	-	-	22,826	23,525	A	戸籍法の規定及び法務局からの指導に基づき、引き続き戸籍事務処理を適正に実施する。	戸籍事務におけるマイナンバー制度との連携を行うための改正戸籍法が令和元年5月24日に可決、成立したことにより、マイナンバーでの情報連携による戸籍情報の迅速な確認が可能となり、戸籍記載及び交付事務の負担軽減などが見込まれるが、これに伴うシステム構築に係る経費及び人的負担の増加が見込まれる。
					-	-	5,875	3,305			

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
住民基本台帳ネットワーク運用管理費	市民課	住民基本台帳をネットワーク化した、全国共通の本人情報検索が可能なシステムの適正な運用管理を行う マイナンバーカードの利便性等を広報し、取得率を向上させる	マイナンバーカードの取得により、住民票、戸籍、印鑑証明、税証明等を取る際の本人確認の証明となり、また、顔写真付きの公的身分証明書として今後、幅広い利用が可能となる コンビニエンスストア等での各種証明の広域交付など、市民の利便性の向上を図る	マイナンバーカード申請件数	3,197	94.0	23,291	33,618	B	交付枚数については概ね目標数に達しており、引き続き窓口での申請補助、出張申請受付などを実施することで、マイナンバーカードの普及を図る。	マイナンバーカードの普及拡大に伴い、転入転居等にかかる事務処理及びマイナンバーカードの申請受付、交付事務が増加しており、業務量の増加に伴い必要人員増加によるコストの増大が見込まれる。
				件	3,400		26,292	24,970			
旅券発給事業費	市民課	一般旅券の発給申請の受理及び交付を行う	市民課内で、旅券申請の添付書類である戸籍謄抄本の取得と、旅券申請手続きを行えることで、市民の利便性の向上を図る。	旅券の申請件数	3,294	109.8	3,232	3,444	A	旅券法に基づく事業であり、今後も適正な事務処理に努める。	
				件	3,000		2,938	5,508			
住居表示事業費	市民課	現行の住居表示の適正な管理とともに、新たに当該地区に建築された家屋等について適正な表示を行う	住居表示地区の適正な管理運営を行う 住居表示未実施地区について、住所の表記を〇〇町(丁目)〇〇番〇〇号に改めることで、「わかりやすく、訪ねやすい」まちづくりの推進を図る	住居番号付定処理平均日数	3	100.0	61	533	B	久米中央地区及び富田西部地区の住居表示については、今後も地区住民の意見を十分反映し、制度との整合性を図りながら進捗を図る。	久米中央地区及び富田西部地区の住居表示実施に係る事業費の増大が見込まれる。
				日	3		8,813	8,078			
空家対策関係事業費	生活安全課	空家等対策の推進に関する特別措置法や周南市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等の改善を優先的に取り組む。また、宅建協会や司法書士会と連携して空き家対策セミナーや無料相談会などに取り組む。	特定空家等の改善を図ることにより市民の安心安全な生活を確保する。	特定空家等の改善件数	3	100.0	1,005	2,117	A	空き家実態調査から必要な施策を検討すべきである。	空き家実態調査結果を取りまとめ必要な施策を検討する。
				件	3		18,404	18,780			
防犯関係事業費	生活安全課	・犯罪のないまちづくり県民大会への参加。 ・防犯団体等との協力・連携。	市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。	年間刑法犯認知件数の対前年減少数	79	116.2	3,855	3,868	A	防犯カメラ、ドライブレコーダー等の活用について検討する必要がある。	防犯カメラ、ドライブレコーダー等を活用した防犯の取組み
				件	68		734	734			
防犯灯設置費補助事業費	生活安全課	①通常分：自治会等が防犯灯(LED)を新設・補修する費用の一部を補助(新設20,000円/灯、支柱20,000円/本、補修6,000円/灯) ②特別分：自治会境の通学路の安全を確保するため、自治会等が防犯灯(LED)を新設・補修する費用の一部を補助(新設50,000円/灯、支柱50,000円/本、補修6,000円/灯) ③受付場所：周南防犯協議会(徳山)、本庁(特別分)、新・地域政策課(新南陽、徳山西部)、熊・地域政策課(熊毛)、鹿・地域政策課(鹿野)	犯罪発生の防止を図り、安心して生活できるまちづくりを進める。	防犯灯設置費補助の件数	1,066	106.6	19,787	20,000	A	引き続き防犯灯のLED化を進める。	
				件	1,000		734	1,469			
暴力追放関係事業費	生活安全課	○暴力追放に関する各種啓発・広報活動を行う。 ○周南地区暴力追放運動協議会の事務局業務を行う。	暴力追放運動を推進し、安心して生活できるまちづくりを進める。	暴力追放県民大会参加者数	14	70.0	119	110	A	暴力追放の継続的な啓発が必要である。	
				人	20		734	588			
交通安全推進事業費	生活安全課	交通安全に係る各種啓発・広報活動により、交通事故防止を促進する。	交通安全意識を高めることで、安心・安全なまちづくりを目指す。	年間人身事故発生件数の対前年減少数	87	152.6	4,883	4,809	A	高齢者が関係する交通事故を減少させる取組みが必要である。	高齢者が関係する交通事故を減少させる取組み
				件	57		3,305	2,570			
交通災害共済事業費	生活安全課	山口県市町総合事務組合の共同処理する交通災害共済に加入している。市では、見舞金の支払い請求を受け付けている。	万一事故に遭ったときの経済的負担の軽減を図る。	加入率	22.6	68.5	490	551	A	市町総合事務組合での共同処理により事業を継続する。	
				%	33		1,102	1,102			
交通教育センター管理運営事業費	生活安全課	○周南市交通教育センターの管理を行う。 ○周南市交通安全対策推進協議会への委託により交通安全教室を開催し、幼児から高齢者までを対象に正しい交通ルールやマナーを身につけてもらう。	主に幼児や児童の交通安全知識を普及・啓発することにより、次世代につながる安心・安全なまちづくりを進める。	年間利用者数	28,672	95.6	8,587	8,249	A	類似する施設は周辺自治体にもない。その独自性を生かして利用者数の増加を図る。	
				人	30,000		5,152	2,595			
基金管理事業費	生活安全課	交通安全基金利子の積立	周南市の交通安全対策の財源に充てる。	交通安全基金利子	8	20.0	8	38	A	今後も基金利子の積立を継続していく。	
				千円	40		147	147			
市民相談事業費	生活安全課	○市民の日常生活上の様々な相談や、市に対する要望・苦情等について、適切な窓口等を案内・紹介する。 ○法律の専門家(弁護士・司法書士)による無料法律相談会を実施する。	○市民の日常生活上の悩み等の解決への方向性を見出し、ひとり一人が安心・安全な生活を送れるようにする。	相談件数	935	93.5	1,418	1,368	A	市政運営の参考となる市民の声が市民相談に含まれることは多くはないので、市民相談を新たな広聴システムを担う課に移管せず、現在の業務を継続していく。	
				件	1,000		5,361	5,435			
消費生活事業費	生活安全課	○複雑・巧妙化する消費生活相談についての助言・あっせん等の実施 ○消費者トラブルの未然防止・拡大防止のための啓発活動の実施 ○多面的に消費者活動に取り組む消費者団体の活動を支援	○消費生活相談窓口の周知と消費生活相談員等による適切で迅速な助言・あっせん等により、消費者被害の未然防止や早期発見・被害軽減を図る。	消費者啓発活動回数	43	97.7	5,564	6,286	A	高齢者や障害者である消費者の見守り体制の検討が必要である。	
				回	44		9,621	8,446			
地方消費者行政推進事業費	生活安全課	○悪質化・巧妙化・複雑化する消費生活相談への対応のため、専門家による研修への受講支援を行い、消費生活相談員等の能力・資質向上を図る。 ○幼児期から高齢期までの年代に応じた消費者教育・啓発活動の総合的な推進を図る。	○相談員等の資質向上が図られ、複雑・巧妙化する相談対応に繋がる。 ○各年代にわたり積極的に消費社会に関わり、自立した消費行動ができる消費者の育成に繋がる。	消費者啓発活動回数	43	97.7	2,610	2,238	A	引き続き補助金メニューに則した事業を実施していく。	
				回	44		4,113	4,113			

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
自転車駐車場対策事業費	生活安全課	○徳山駅東側、徳山駅南側、徳山駅西側、櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅、福川駅前、福川駅南、高水駅、勝間駅、大河内駅11ヶ所の自転車駐車場の管理を行う。○特に利用者の多い徳山駅東側、徳山駅南側、徳山駅西側。櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅駐輪場については、シルバー人材センターへの整理業務委託により適正な管理を行う。	JR駅利用者等の利便性の確保並びに良好な周辺環境の確保を図る。	放置自転車撤去回数	2	100.0	6,601	18,473	A	駐輪場の利用状況を把握し必要な対応をする。	徳山駅駐輪場の拡張
				回	2		2,056	3,672			
男女共同参画推進事業費	人権推進課	●周南市男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」に基づき、男女共同参画の普及・啓発 ●市民センター等での地域講座、啓発セミナー・フォーラムなどの開催 ●男女共同参画推進員の育成及び活動支援	男女共同参画社会への理解が得られ、男女共同参画社会の実現に近づく。	地域講座等の参加者数	1,167	68.7	1,023	1,618	A	男女共同参画への意識は少しずつ変わってきているが、継続的な取組によりさらなる変革が必要である。	あらゆる分野に男女が共に参画し、対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的に推進する。
				人	1,700		7,638	8,152			
補助金等返還金(人権推進課)	人権推進課	前年度の償還元金の2/3を県へ返還	同和福祉援護資金貸付金のうち、県費負担分を前年度の償還額に応じて県に返還する。	県補助金の返還額	697	76.7	697	912	A	引き続き債権回収を進め、遅延なく適正な償還事務を行なうとともに、債権管理にあたっては県と十分な協議を進めていくこと。	引き続き債権回収を進め、遅延なく償還事務を行っていく。
				円	909		2,203	734			
人権推進事業費	人権推進課	●周南市人権施策推進審議会の開催 ●関係団体の各種大会、研修会への参加 ●関係団体への活動支援	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指すし、総合的な人権施策の推進を図る。	人権関係団体の各種大会、研修会への参加回数	11	91.7	3,823	4,666	B	市民や関係団体との連携を図りながら、さらに時流に適合した人権課題も考慮した施策を推進していくべきである。	人権推進施策を総合的かつ効果的に推進する中で、庁内組織の連携や情報共有を進めるとともに、可能なコスト等の抑制を図っていく。
				回	12		5,067	11,824			
人権啓発事業費	人権推進課	●人権講演会やイベントを各地区で開催 ●広報、ホームページ等による啓発活動 ●人権擁護委員等と連携して啓発活動を推進	山口県人権推進指針、周南市まちづくり総合計画、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指すし、人権意識啓発の高揚を図る。	人権講演会の参加者数	6,774	111.1	2,033	2,164	B	人権尊重社会の実現に向けた事業が、幅広い市民に対する効果的な啓発につながるよう、また新たな人権課題に対する取組も積極的にすべきである。	人権教育課、人権擁護委員、企業職場等とより連携を図りながら、効果的な啓発活動を進めるとともに、さらなる人権意識の高揚に努める。
				人	6,100		11,016	7,638			
貸付金収納事務費	人権推進課	住宅新築資金等貸付金及び同和福祉援護資金貸付金について、償還業務の遂行や滞納者に対する訪問指導や相談等を実施	貸付償還金の計画的な収納により、償還率の向上を図る。	償還額	6,370	99.1	494	0	B	催告文書や電話、戸別訪問等による納付指導などを計画的に進めていくこと。	「貸付金収納事務」を単独事業から「人権推進事業」に統合して取り組んでいく。
				円	6,427		10,428	0			
隣保館運営事業費	人権推進課	●調査研究事業 ●生活相談事業 ●地域福祉事業 ●啓発及び広報活動事業 ●地域交流促進事業 など	地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、また、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。	相談件数及び交流講座開催件数	1,523	112.0	21,705	25,206	B	地域に親しまれるコミュニティセンターとして、また、さらに利用者が増えていくよう、必要な改善や新たな取組にも努めるべきである。	生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業の充実を図り、さらに利用者が増えるよう努めるとともに、効率的な運営にも進めていく。
				件	1,360		6,977	5,802			
基礎年金等事務費	保険年金課	国からの法定受託事務 国民年金の資格取得・喪失、種別の変更等被保険者に関する事務及び各種年金の裁定に関する事務、並びに年金制度の周知及び相談業務	国民年金等の制度広報や各種申請に関する受付及び相談を実施し、制度の円滑な運営に寄与する。	指標なし	-	-	7,018	6,711	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく。
					-		15,847	16,812			
国民健康保険特別会計繰出金	保険年金課	保険基盤安定制度(保険料軽減分・保険者支援分)、国民健康保険事務費、出産育児一時金及び財政安定化支援事業に係る経費を法令等に基づき、国民健康保険特別会計に繰出す。福祉医療助成措置に係る国庫負担金減額相当額を、県要綱に基づき国民健康保険特別会計に繰出す。	構造的に脆弱な国保財政の安定的な運営に資する。	指標なし	-	-	1,142,130	1,348,284	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた繰出金であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
高額療養費等貸付事業費	保険年金課	周南市社会福祉協議会において行う高額療養費相当額を限度とする貸付金事業に必要な事務費相当額を、同社会福祉協議会に交付する。	病院などの窓口で自己負担額の支払いが困難な被保険者の負担軽減を図る。	指標なし	-	-	87	87	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	生活が困難な被保険者の生活安定のため必要である。
					-		441	808			
後期高齢者医療特別会計繰出金	保険年金課	後期高齢者医療制度の運営に要する費用を後期高齢者医療特別会計へ繰り出す。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし	-	-	568,601	570,509	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担するものであり、継続して実施していく。
					-		588	367			
山口県後期高齢者医療広域連合負担金	保険年金課	山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担する。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし	-	-	7,113	7,156	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担するものであり、継続して実施していく。
					-		588	367			
後期高齢者療養給付費負担金	保険年金課	法令により、後期高齢者医療制度に係る本市負担分の一部を被保険者である山口県後期高齢者医療広域連合に対し負担する。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし	-	-	1,605,157	1,661,749	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた負担金であり、後期高齢者医療の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	294			
一般事務費	保険年金課	国保の保険給付や経理などの業務を円滑に行うための事務費を支出する。	保険者として国保に関する事業を円滑に実施していくことで、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	43,929	44,546	B	所管課評価のとおりであり、常に効率化を検討しながらの実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく。
					-		1,395	1,616			
山口県国保連合会負担金	保険年金課	診療報酬の審査支払業務など、県内国保保険者に共通する必要な業務を行う山口県国民健康保険団体連合会に対し、負担金の支払いをする。	県内国保保険者の共通の目的を達成し、国保事業の円滑な運営を図る。	指標なし	-	-	2,015	1,968	A	負担金の額が適正かを検証しながら実施していく必要がある。	県内国保保険者に共通する業務を共同で行うことにより国保事業の安定及び効率的な運営のために必要であり、従来通り実施していく。
					-		514	514			
賦課事務費	保険年金課	保険料の賦課・徴収に関する業務を円滑に行うための事務費を支出する。 ・資格管理、保険料賦課、保険証発行等に要する事務費	適正賦課及び保険料債権の確保により、安定的な国保事業運営が図られ、安心して医療を受けられる。	指標なし	-	-	17,867	25,153	A	特に正確性が問われる業務であり、効率性と正確性の向上を検討しながら実施していく。	現行どおり取り組んでいく
					-		42,506	43,704			

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率	H30事業費	R1事業費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値	(%)	H30人件費	R1人件費			
納入奨励費	保険年金課	国保保険料の自主納付や分割納付が難しい被保険者世帯に対して、専任の納付指導員を雇用し、電話や訪問などで国保制度の説明や納付の指導を行う。	保険料の収納率向上に寄与し、負担の公平性を確保する。	保険料収納率	92	100.8	1,488	1,834	C	当面の効果を検証していく。	資格の適正化に伴う臨戸は被保険者に資格喪失届を促す効果的な方法になりつつあり、保険料の適正な賦課に貢献していることから結果的に収納率に寄与している。
				%	91.3		220	220			
運営協議会費	保険年金課	国保運営協議会は、法の規定により設置が義務付けられており、被保険者の代表、保険医又は保険業薬剤師の代表、公益の代表及び被用者保険等の代表者の各委員により構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。国保運営協議会の運営に関する費用の支払いをする。	国保事業の運営に関する重要事項を審議することで国保事業運営の円滑化が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	133	256	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で設置が義務付けられた協議会であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		1,469	808			
一般被保険者療養給付費	保険年金課	審査を経た診療報酬明細書(レセプト)に基づき、保険者負担分を国民健康保険団体連合会(以降「国保連合会」という。)を通じ保険医療機関等に支払う。	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	9,602,470	9,031,156	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		6,610	6,610			
退職被保険者等療養給付費	保険年金課	審査を経た診療報酬明細書(レセプト)に基づき、保険者負担分を国保連合会を通じ保険医療機関等に支払う。	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	64,345	29,652	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		808	1,542			
一般被保険者療養費	保険年金課	現物給付を受けることが困難な場合に、世帯主の申請に基づき、一部負担金を控除した額を現金給付(口座振込)により支払う。	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	45,978	44,435	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		6,667	8,162			
退職被保険者等療養費	保険年金課	現物給付を受けることが困難な場合に、世帯主の申請に基づき、一部負担金を控除した額を現金給付(口座振込)により支払う。	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	166	139	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		734	808			
診療報酬支払審査手数料	保険年金課	診療報酬等の審査の適正化及び支払の迅速化を図るため、審査及び支払事務を国保連合会に委託し、審査支払の事務手数料を支払う。	診療報酬等の審査支払の迅速化を図ることで、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	36,577	35,919	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法の規定により診療報酬等の審査支払い事務を国保連合会に委託しているものであり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		441	588			
一般被保険者高額療養費	保険年金課	一般被保険者の療養に要した費用が一定額を超え高額になった場合、一部負担金として負担した額のうち自己負担限度額を超えた額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	1,418,501	1,381,016	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		9,350	8,216			
退職被保険者等高額療養費	保険年金課	退職被保険者の療養に要した費用が一定額を超え高額になった場合、一部負担金として負担した額のうち自己負担限度額を超えた額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	18,568	13,517	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		1,909	1,175			
一般被保険者高額介護合算療養費	保険年金課	一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超える場合、その超える額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	571	650	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		1,469	1,836			
退職被保険者等高額介護合算療養費	保険年金課	退職被保険者の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超える場合、その超える額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	37	50	A	所管課評価のとおり、確実な実施が必要である	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		808	808			
一般被保険者移送費	保険年金課	医師の指示などにより、緊急等やむを得ず入院又は転院などの移送に費用がかかった場合、その費用相当額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	0	55	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		0	147			
退職被保険者等移送費	保険年金課	医師の指示などにより、緊急等やむを得ず入院又は転院などの移送に費用がかかった場合、その費用相当額を支給する。	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	0	55	A	所管課評価のとおり、確実な実施が必要である。	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		0	147			
出産育児一時金	保険年金課	被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の医療機関で出産したときは、40万4千円)を支給する。直接支払制度を利用した場合は、国保から直接医療機関に支払う。出産費用が支給額に満たない場合は、申請により差額を支給する。	法及び条例に定められた保険給付を行うことで、国保被保険者の出産に関する費用負担の軽減が図られ、安心して出産することができる。	指標なし	-	-	31,647	42,000	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である
					-		1,248	1,248			
葬祭費	保険年金課	被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者の申請に基づき葬祭費として5万円を支給する。	法及び条例に定められた保険給付を行うことで、死亡した国保被保険者の葬祭に関する費用負担の軽減を図り、福祉の向上に資する。	指標なし	-	-	12,850	12,400	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		1,248	1,248			
介護納付金	保険年金課	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を山口県に納付する	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る	指標なし	-	-	267,486	285,004	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要がある。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
特定健康診査・特定保健指導事業費	保険年金課	特定健康診査(以下「特定健診」という。)は、30歳から74歳の被保険者を対象に、個別方式や集団方式により6月から2月末の期間に、血圧・身体測定、腹囲測定、血液・尿検査、心電図、眼底検査(医師の判断により実施)を実施する。特定保健指導は、特定健診を受診した者のうち、特定保健指導が必要と判断された者に、4月から3月末までの期間に6か月間生活改善の指導を実施する。	生活習慣病を予防し、健康的な生活を送れる。	受診率	32.2	92.0	57,883	71,767	A	分析を通して効果的な実施方法を検討し、実施方法の見直しを図りながら実施していく。	持続可能な国保制度のためには、医療費適正化への取り組みは重要であり、その一環として特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上への取り組みは必要な事業であるため、実施方法の見直しを検討し実施していく。
				%	35		13,898	8,590			

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
疾病予防事業費	保険年金課	頻回重複受診者に対し、看護師による訪問指導を行う。	健康の維持増進が図られ、健康的な生活を送れる。	診療点数減少者率	7	70.0	26	103	A	所管課評価のとおり、確実な実施が必要である。	頻回重複受診者に対する指導への取り組みは、被保険者の健康の維持増進につながるとともに、医療費適正化を図る重要な取り組みであり、今後もより充実を図る必要がある。
				%	10		2,890	3,357			
はり・きゅう等施術費負担金	保険年金課	単市事業として、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術について施術者と協定を結び、月12回の利用回数上限の範囲で、1術800円、2術以上1,000円の負担金を支払う。	はり・きゅう・あん摩マッサージ施術に要した費用負担の軽減により、健康の維持増進が図られ、健康的な生活を送れる。	指標なし	-	-	8,043	8,977	A	利用の適正化や、事業の妥当性、有効性を検討しながら継続実施していく	利用の適正化や、事業の妥当性、有効性を検討しながら継続実施していく
					-		1,322	1,322			
人間ドック施設利用負担金	保険年金課	30歳から74歳の被保険者を対象に、委託した実施医療機関で、6月から2月末の期間で、血圧・身体測定、血液・尿・便検査、胸部X線検査、心電図、腹部超音波検査、胃部検査、脳検査(40歳以上追加可能)を実施する。	生活習慣病の予防や疾病の早期発見により、健康的な生活を送れる。	実施率(人間ドック受診者の割合)	11.2	86.2	72,160	111,115	A	保険料を原資とした事業であり、国保財政の状況により実施方法等を見直す必要がある。	被保険者の疾病の早期発見、健康の維持増進を図る事業であり、医療費適正化の取り組みとしての一定の役割を果たしている。引き続き、平成30年度国保制度改革の影響に注視しつつ、実施内容等の検討をしながら実施していく。
				%	13		1,983	2,864			
国民健康保険基金積立金	保険年金課	国保財政の健全な運営のため設置された国民健康保険基金に、各年度において予算に定める額を積み立てる。	国保の安定運営が図られ、安心して医療を受けることができる。	対保険給付費割合	16.3	326.0	851,969	1	B	国保制度の今後の動きを注視しながら検討していく必要がある。	国保財政の基盤安定・強化のため継続して実施していく。平成30年度の国保制度改革後の財政制度の中で安定運営に資する活用を検討する必要がある。
				%	5		588	734			
国庫負担金等返還金	保険年金課	国庫負担金等について、実績に基づく精算により発生する超過交付額を国庫返還金等として支出する。	国庫負担金等の精算により超過交付額が発生した場合に返還する。	指標なし	-	-	201,683	1	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	実績に基づく超過交付額の返還であり、従前のとおり実施していく必要がある。
					-		8,813	6,610			
後期高齢者医療一般事務費	保険年金課	後期高齢者医療に係る資格・給付・健康診査(受診券発送)などの事務を行うための事務経費を支出する。	後期高齢者医療制度に係る資格・給付・健康診査などの事務を円滑に行うことにより、安心して医療を受けることができる。	指標なし	-	-	20,354	16,418	B	所管課評価のとおりであり、効率化を図りながらの実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく
					-		12,210	11,669			
後期高齢者医療広域連合納付金	保険年金課	事務費等負担金、保険基盤安定負担金及び本市で徴収した保険料等を保険者である山口県後期高齢者医療広域連合へ納付する。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし	-	-	2,284,038	2,355,872	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた負担金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るうえで必要であることから、従来どおり実施していく。
					-		367	367			
一般被保険者医療給付費	保険年金課	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を県に納付する	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る	指標なし	-	-	2,972,959	3,094,004	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
退職被保険者等医療給付費	保険年金課	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を山口県に納付する	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る	指標なし	-	-	9,097	600	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
一般被保険者後期高齢者支援金等	保険年金課	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を山口県に納付する	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る	指標なし	-	-	923,909	908,884	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
退職被保険者等後期高齢者支援金等	保険年金課	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を山口県に納付する	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る	指標なし	-	-	3,155	180	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
					-		514	514			
保険給付費等交付金償還金	保険年金課	保険給付費等交付金について、実績に基づく精算により発生する超過交付額を保険給付費等交付金返還金として支出する。	山口県国保財政の適正運営に資する。	指標なし	-	-	0	75,000	A	所管課評価のとおり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた償還金であり、県の国保財政の安定的な運営を図る上で必要である。
					-		0	220			
財政安定化基金拠出金	保険年金課	市町村において収納不足が生じて都道府県から指定された国民健康保険事業費納付金額が支出できない場合、財政安定化基金から財源不足額の一部(2分の1以内)を貸付・交付を受けることになる。交付を受けた場合には、交付を受けた翌々年度に交付額の3分の1相当額を計上するもの。貸付を受けた場合には、翌々年度から3年間で償還。	財政安定化基金貸付・交付事業による償還をする	指標なし	-	-	0	1	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保制度の安定的な運営を図るうえで必要であるため実施していく。
					-		514	514			
国民健康保険鹿野診療所特別会計繰出金	保険年金課	国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の申請	国民健康保険鹿野診療所施設整備に係る事業費の一部を賄うことができる	指標なし	-	-	1,080	0	A	所管課評価のとおりであり、今後も適切に実施していく。	鹿野直診が補助対象となる施設整備を実施したことに伴う事業であり、H30年度のみ。
					-		73	0			
共同事業拠出金	保険年金課	山口県国保連合会からの対象者リストにより、退職医療制度該当者を一般被保険者から振り替える	退職被保険者該当者を把握を正確に行うことで、国保運営の適正化を図る	指標なし	-	-	2	10	A	平成27年度以降、退職者医療に係る新たな資格は生じないが、資格遡及に伴う財政上の減額措置が生じるため、事業としての継続は必要である。	退職者医療制度はすでに廃止され、遡及適用者への措置のみ存続していく
					-		147	147			